制作会社の皆様へ

茅ヶ崎市内での撮影に関する遵守事項について

茅ヶ崎市では、ロケ地を活用した観光シティプロモーションを展開するため、撮影候補地をはじめとする市内各所における撮影に対する支援を実施しております。撮影支援をスムースに実施するために、制作者の方々につきましては、次の事項について遵守をお願いいたします。記載事項に反する行為があった場合は、今後の撮影に対し、支援することはできません。

なお、撮影に起因して利用施設等に損害が生じた場合に、行政及び施設管理者、その協力者は、その責を負いかねますのであらかじめご了承ください。

**※「遵守事項」**

１　制作者・代表者の氏名・連絡先を明記して下さい。（別紙撮影支援届出書）

２　撮影行為中、事故・トラブル等が発生しないよう注意を期して下さい。万が一発生した場合は、制作者の責任において損害賠償するなど速やかに誠実な対応をお願いいたします。

また、施設・物品等を破損した場合は、迅速な対処をお願いします。

３　撮影等において、騒音や夜間照明等により現場周辺住民生活への支障が想定される場合は、理解・協力が得られるよう、事前に地域住民への説明をお願いします。

４　撮影等の中止及び予定日時の変更については、速やかに施設管理者等に報告して下さい。合わせて産業観光課にも連絡をお願いします。

５　撮影等を終了した時点で、施設・場所の原状回復や清掃をお願いします。

６　撮影等によって発生する諸費用については、制作者側で負担して下さい。

７　その他

・市有施設での撮影にあたっては、申請等の手続きや使用料が必要になる場合があります。

・市庁舎内については、全面禁煙です。

茅ヶ崎市経済部産業観光課

　　　　　　　　　　　　　　　　TEL：０４６７-８１-７１４４ （直通）　　　　　　　　FAX：０４６７-５７-８３７７